

各種事業の量の見込みと提供体制の確保に向けた取組

保育所（園）・幼稚園などの教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み（利用ニーズ）と提供体制の確保に向けた取組は以下のとおりです。

教育・保育施設	内容	量の見込み			確保に向けた今後の取組等	
		単位	H27	H29		H31
1号認定及び2号認定【教育ニーズ】 （教育標準時間認定）	1号認定 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前の子ども 2号認定 満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	人/年	781	767	749	1号認定については、幼稚園又は設置を検討中の認定こども園で受入れを行い、2号認定【教育ニーズ】については、一時預かり事業（下表参照）により対応します。
2号認定【保育ニーズ】 （保育認定：3～5歳）	2号認定【教育ニーズ】 満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	人/年	1,790	1,756	1,693	旧津山市内において、0～2歳児の保育ニーズが定員を超過する状況が続くと見込まれますが、定員の増加や3歳児以上で余裕のある定員の活用などにより、実際の利用に支障は生じません。
3号認定 （保育認定：0歳）	2号認定を受ける要件を満たしている子どものうち、幼稚園等の利用希望が高いもの	人/年	324	310	294	
3号認定 （保育認定：1,2歳）	3号認定 満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	人/年	1,029	985	936	また、他の地域については、当初からほぼすべての年度で定員がニーズを上回る状況です。

地域子ども・子育て支援事業	内容	量の見込み			確保に向けた今後の取組等	
		単位	H27	H29		H31
利用者支援事業	教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。	か所	4	4	4	津山すこやかこどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4箇所において実施します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場を開設し、子育て相談や情報の提供、助言等の援助を行う。	人回/月	3,540	3,381	3,211	私立保育園1園、公立保育所3園及び親子ひろば「すくすく」の5箇所で開催します。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全な出産を迎えられるようにするため、健康診査を行う。	人回/年	10,087	9,603	9,141	医療機関等への委託により実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供等を行う。	人/年	869	829	788	保健師、助産師、保育士、地域の愛育委員等による訪問を実施します。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育を確保する。	人回/年	150	150	150	本市所属保健師による訪問を実施します。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設に預け、必要な保護を行う。	人日/年	30	29	28	現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。
ファミリーサポートセンター事業 （子育て援助活動支援事業）	子どもの預かり等の援助を受けたい人と、当該援助をすることを希望する人との連絡、調整等を行う。	人日/年	1,150	1,096	1,050	制度の周知啓発による会員組織の一層の拡大を図ります。
一時預かり事業 （幼稚園在園児）	幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間終了後に預かり保育を実施する。	人日/年	31,071	30,444	29,590	私立幼稚園全園と一部の公立幼稚園で実施しており、必要に応じて実施園の拡大を検討します。
一時預かり事業 （上記以外）	保護者の用事等で家庭において保育ができない時に一時的に預かり、必要な保護を行う。	人日/年	12,446	11,981	11,452	保育園（所）の一時預かりについて、必要に応じて実施園の拡大を検討します。
延長保育事業	保育園（所）在園児を対象として、通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。	人/年	986	955	917	1園を除く全保育園（所）で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。	人日/年	2,149	2,082	2,000	医療機関1箇所で開催していますが、できる限り早期に1箇所の追加を図ります。
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る。	人/年	1,410	1,339	1,284	平成27年度から小学校4年生以上も受入対象となることが明示されます。施設等の充実や円滑なクラブ運営に向けた支援を図ります。

津山市 子ども・子育て支援事業計画

つやまっ子 にここにこプラン

概要版

平成27年度～平成31年度

おとうさん おかあさん
困ったことがあれば
市役所に相談したら
いいんだって！



ほくたちが にここにこ暮らしするための
新しい計画が始まるよ！

計画の役割と期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるものです。

また、平成26年度までを計画期間とする「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」を継承し、津山市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、母子家庭や父子家庭などの「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」としても位置づけ、必要な施策を盛り込みます。（裏面参照）

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

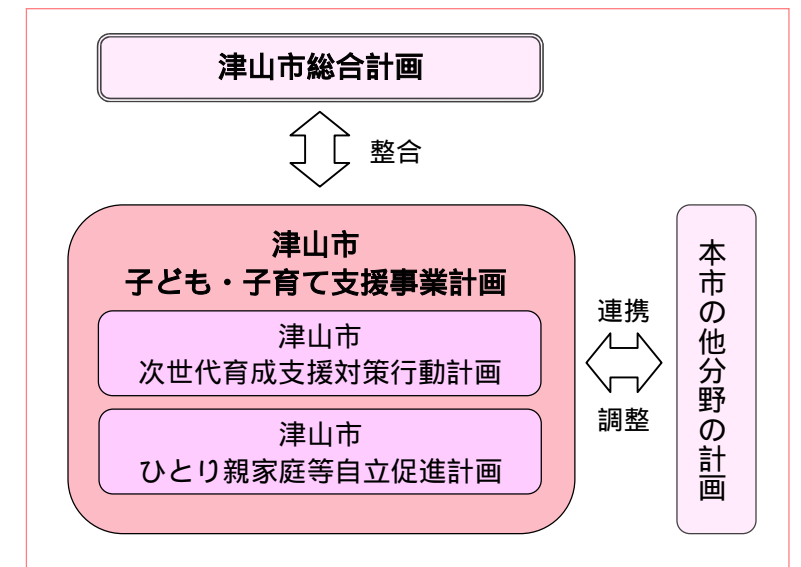
本計画の対象は、市内に暮らしているすべての子どもと子育て家庭、さらに、今後において結婚・妊娠・出産・育児を希望する市民とします。

計画の基本理念

本計画の基本理念を「子どもの笑顔があふれるまち」と定めます。

「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさをもって他者と信頼関係が築ける子どもに育ってほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められています。

本計画と他計画との関連イメージ



「子どもの笑顔があふれるまち」

をめざして、各家庭をはじめ、地域住民や関係団体、企業等がそれぞれの役割を十分認識し、地域全体の協力の下で子育ての取組を進めていくことが大切です。



【本計画に関するお問い合わせ先】
津山市こども保健部こども課こども政策係
電話 (0868) 32-2179 ファックス (0868) 32-2161
Eメール kodomo@city.tsuyama.okayama.jp

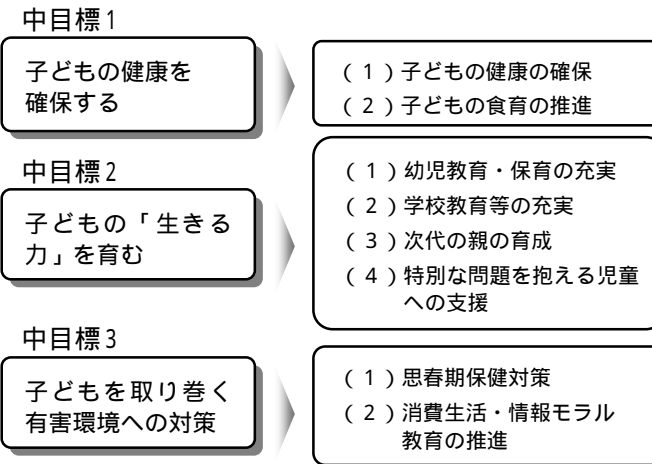
計画の基本目標と施策の体系

「子どもの育ち」「子育て家庭」「地域力づくり」に視点を置いた3つの基本目標の下で施策を展開していきます。

基本目標1 子どもが笑顔で育つまちづくり

すべての子どもたちが、その自主性や個性を尊重され、健やかに成長していけるよう、「子どもの育ち」に視点を置いた取組を行います。

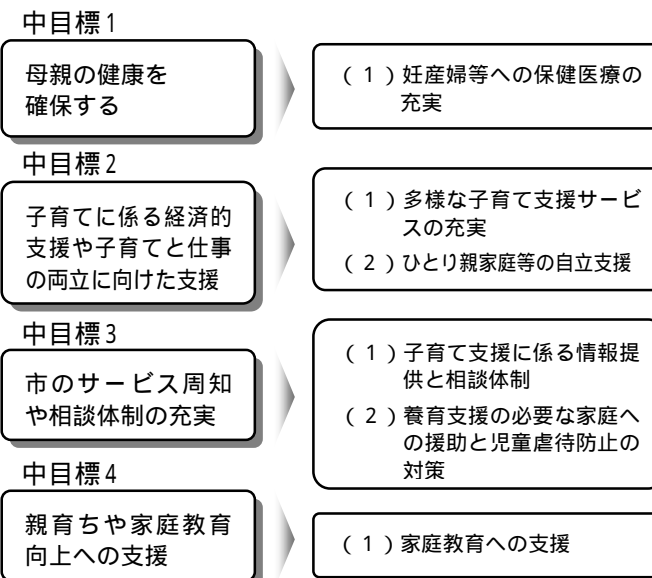
一人一人の子どもが健康を保ちながら、乳幼児期・学童期に様々な学習や体験を通じて豊かな学びを得るとともに、生活をする上で障害のある子どもや不登校等により特別な援助を必要とする子どもなどへの支援を行うことで、津山市に暮らすすべての子どもが笑顔で育つまちづくりをめざします。



基本目標2 楽しく子育てできるまちづくり

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長していけるよう、「子育て家庭」に視点を置いた取組を行います。

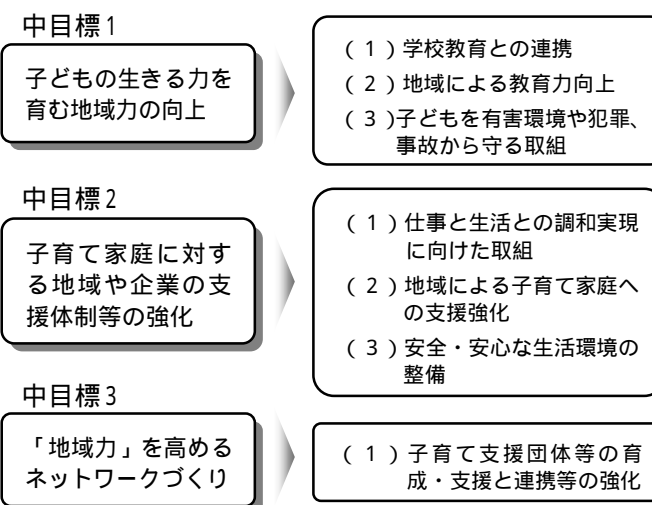
妊産婦の健康の確保や多様な就労形態に対応した教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、支援内容についての情報提供や子育て家庭同士の交流の場、相談のできる場づくりを行うことで、いきいきと安心して子育てを楽しめるまちづくりをめざします。



基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり

子どもたちが、幅広い世代の地域住民との交流を通じて人間的に成長するとともに、子育て家庭が周囲と助け合ったり、地域からの支援を受けたりしながら子育てを行えるよう、「地域力づくり」に視点を置いた取組を行います。

子どもたちが豊かな自然や文化、スポーツを通して身近な大人や児童と交流できる場を提供するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する職場の理解促進や、子育てに協力できる地域の人材や団体を確保・養成するなど、子ども自身の成長や家庭の子育てを支える地域力づくりをめざします。



計画の重点的課題等

教育・保育の一体的提供

認定こども園の設置検討

現在、本市に認定こども園は設置されていませんが、津山市立教育・保育施設再構築計画の内容や私立施設の意向を踏まえ、必要に応じて設置に取り組んでいきます。

教育・保育の連携促進

教育・保育水準の向上を図る「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」の活用と検証に、すべての保育園(所)・幼稚園で継続して取り組みます。

また、保育園(所)・幼稚園・小学校合同での研修実施などにより、小学校教育への円滑な移行に向けて連携を強化します。

産休・育休後のスムーズな施設利用に向けた取組

育児休業期間等における情報提供や相談支援

産後の休業や育児休業終了の際、希望に応じて円滑に保育園(所)等を利用できるよう、休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を充実していきます。

児童虐待防止対策の充実

早期発見・早期対応

要保護児童対策地域協議会を中心に情報共有し、保育園(所)・幼稚園、小・中学校や乳幼児の家庭における要保護児童の早期発見や保護に努めます。

養育支援を必要とする家庭の把握

妊婦及び乳幼児健康診査等の母子保健に関する取組を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて養育支援事業など必要な支援につなげます。

ひとり親家庭等の自立支援(津山市ひとり親家庭等自立促進計画)

5つの視点に基づいた自立支援策の展開

(1) 就労支援の充実

職業能力の開発や向上を支援するほか、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら早期就職を支援します。

(2) 子育てや生活支援の推進

保育料負担の軽減などの子育て支援策や生活面での支援を行います。

障害児施策の充実

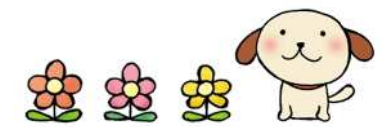
子どもの障害の早期発見と療育の推進

障害の早期発見と療育の推進を図るため、健康診断や各種相談、家庭訪問を関係機関と連携して実施します。

また、自立に向けた生活支援と集団教育への適応をめざし、児童発達支援事業(てけてけ)や通級指導教室による療育や教育を推進します。

特別な支援が必要な子どもに対する保育の推進

保育園(所)・幼稚園における特別な配慮が必要な子どもの保育については、人員配置の充実や職員の資質・専門性向上を図るための研修会の実施、子ども一人一人に対する個別的教育支援計画・指導計画の作成等を進めていきます。



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現に向けた取組

優良事例の紹介など情報提供の推進

個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施するほか、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた企業や団体等の取組における全国の優良事例の情報提供、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦、事業者へのアドバイザー派遣などを検討し、事業者の自主的な取組を促進します。

多様な保育サービスの充実

病児・病後児保育、休日保育といった多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進・啓発に努めます。

(3) 相談体制の充実と積極的な情報提供

母子父子自立支援員の配置等による相談支援や各種支援策に関する広報活動に積極的に取り組みます。

(4) 経済的支援の推進

各種福祉資金の貸付等制度の有効活用を促進します。

(5) 当事者同士の交流と支援者との連携

情報交換や仲間づくりのための場の構築を進めます。